

社会福祉法人シンエイ福祉会
すぎのこ保育園重要事項説明書
(令和7年度入園者用)

すぎのこ保育園 重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人シンエイ福祉会
所在地	埼玉県新座市野火止 5－18－21
電話番号	048－202－6880
代表者氏名	神 杉 敏 夫

2 利用施設

施設の種類	保育園		
施設の名称	すぎのこ保育園		
施設の所在地	埼玉県新座市野火止 5－18－21		
連 絡 先	電話番号 048－202－6880 ファックス 048－202－6881		
管理者	神 杉 敏 夫		
利 用 定 員	(1) 利用定員		
	子どもの区分		定員
	2号認定子ども		72名
	3号認定子ども	満1歳以上	42名
		満1歳未満	8名
(2) 地域の保育の需要等の状況から利用定員を超えて子どもを受入れる場合があります。			
認可年月日	平成 18年 2月28日		

3 施設の運営方針

- (1) すぎのこ保育園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。
- (2) すぎのこ保育園は、保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとします。
- (3) すぎのこ保育園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めるものとします。
- (4) また、運営にあたっては、すぎのこ保育園は、「新座市特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準を定める条例」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとします。

4 保育所の職員体制とクラス編成

(1) 職務内容と配置数（令和7年4月1日予定で職員総数は49人）

職種	職務内容	常勤	非常勤
園長	保育園の管理運営を統括します。また、苦情解決者として苦情の解決にあたります。	1 人	－
主任保育士	保育内容について保育士を統括するほか、園長の補佐を行います。	1 人	－
保育士	保育計画に基づき保育を行います。また、家庭との連絡等の業務を行います。	2 3 人	9 人
保育補助	保育士を補助し保育士と共に保育の業務を行います。		1 人
支援センター	地域の子育てママ等に対して子育て支援を行います。	2 人	2 人
栄養士	子どもの栄養の指導等を行います。	3 人	－
調理員	給食の調理等を行います。	1 人	1 人
事務職員	建物や備品の保安全管理や経理事務などを行います。	2 人	
用務員	園舎の内外の清掃その他保育園の運営に必要な雑務を行います。	－	1 人
小児科医	定期的に子どもの内科検診を行います。	嘱託 1 人	
歯科医	定期的に子どもの歯科検診を行います。	嘱託 1 人	
備考			
1 埼玉県児童福祉法施行条例に規定する基準を遵守した上で、保育の提供に必要と認められる職員として、上記職種の職員を配置します。なお、入所人数により必要に応じて職員を増減するものとしますが埼玉県児童福祉法施行条例に定める配置基準を下回らない員数とします。			
2 職員は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。			
3 保育士には看護師 1 名と派遣保育士 2 名が含まれます。			

(2) クラス編成と職員の配置状況（令和7年4月1日予定）

対象年齢	クラス名	児童数	担当保育士数	備考
0歳児	はな	8名	3名	利用定員数8名
1歳児	にじ	16名	5名	利用定員数18名
2歳児	ゆき	24名	4名	利用定員数24名
3歳児	ほし	24名	2名	利用定員数24名
4歳児	もり	24名	1名	利用定員数24名
5歳児	そら	24名	1名	利用定員数24名
備考				
1 幼児に1名の統括リーダーを乳児に1名の統括リーダーをそれぞれ配置します。 2 担当保育士数は、受け入れる子どもの人数により増減することがあります。 3 担当保育士のほか、状況に応じてフリー保育士が保育を補うことがあります。 4 また、状況に応じてフリー保育補助要員が保育を補うことがあります。				

5 保育を提供する時間及び日

すぎのこ保育園は保育等を提供する時間及び日を次のとおり定めています。

(1) 保育時間

保育必要量の区分	対象時間
保育標準時間	7時から18時までの範囲内
保育短時間	8時30分から16時30分までの範囲内

(2) 時間外保育

保育必要量	対象時間
保育標準時間	18時を超えて19時までの範囲内
保育短時間	(1) 7時から8時30分未満での範囲内 (2) 16時30分を超えて19時までの範囲内

(3) 保育を提供する日

月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律に定める休日並びに12月29日から翌年1月3日までを除きます。）

ただし、必要に応じて上記の日以外であっても保育の提供を中止することがあります。

(4) 家庭における保育のお願い

夏祭り、運動会、おゆうぎ会や卒園式などの行事の時は、行事終了後のご家庭における保育をお願いしています。

6 提供する保育等の内容

(1) 保育の内容

すぎのこ保育園は子どもたちの目線で保護者と共に「一人ひとりの個性や成長を見守り」「子どもと共に家庭も保育園も育ち成長する関係を大事にし」「家庭と保育園は子育てのパートナーとして協力する」子どもも、家庭も、保育園も、共に成長する場としての保育園を目指していきます。

(2) 1日の流れ

0. 1. 2歳児	時間	3. 4. 5歳児
開 園	7:00	開 園
園児随時登園		園児随時登園
基本的な保育時間	8:30	健康視診 自由遊び
	9:00	おやつ
	9:30	朝の会(朝礼)・クラス活動
	10:45	
	11:15	
	11:30	昼食
	12:00	午睡の準備 午睡
	14:45	
	15:00	おやつ
	16:00	帰りの会 自由遊び
	16:30	園児随時降園
	17:00	
	18:30	
	19:00	閉 園

(3) 年間行事

月	行事内容
4月	対面式・慣らし保育・運動の日・英語の日・徒歩遠足(4歳・5歳)
5月	保育参加・保育参観・クラス懇談会・運動の日・英語の日(4歳・5歳)・リミック(1歳児以上)・内科検診
6月	保育参加(幼児)・歯科検診・夏祭り・食育講座・運動の日・リミック(1歳児以上)・英語の日(4歳・5歳)
7月	プール開き・七夕の集い・夏のお楽しみ保育(5歳児)・保育参加(全クラス)・運動の日・英語の日(4歳・5歳)・英語の日(4歳・5歳)・リミック(1歳児以上)
8月	プール(全クラス)・運動の日2回・英語の日(4歳・5歳)・リミック(1歳児以上)・保育参加(全クラス)・お料理教室(4歳・5歳)
9月	交流会・食育講座・運動の日・英語の日(4歳・5歳)
10月	乳児運動会・おいも掘り・内科検診・英語の日(4歳・5歳)・引取訓練・運動の日
11月	料理保育・リミック(1歳児以上)・英語の日(4歳・5歳)・幼児運動会・運動の日
12月	保育参加(全クラス)・運動の日・英語の日(4歳・5歳)
1月	おもちつき・小学校交流会・クラス懇談会(全クラス)・英語の日(4歳・5歳)
2月	おゆうぎ会・節分の集い・保育参加(0歳児から4歳児)・卒園遠足・リミック(1歳児以上)・バイキング給食・食育講座・総合防災訓練・英語の日(3歳・4歳)
3月	雛祭り・新入園時説明会・卒園式・在園児とのお別れ会・英語の日(3歳・4歳)・運動の日

※ ・園日より、献立表、保健だよりは毎月初めにメールにて配信します。

・避難消火訓練は毎月実施します。(こどもたち向けの不審者対応等の訓練は年3回実施)

・お誕生日会は毎月実施します。

・保護者座談会は離乳食やトイレトレーニングや小学校入学等について意見交換します

※ 運動の日と英語の日は外部の講師による専門的な指導を受けて実施します

(4) 給食について

ア 昼食(主食)と間食(午前・午後各1回)を提供します。

イ 使用する食材の中で、アレルギー等のため食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。食材の除去など可能な限り対応いたします。尚、該当する場合は所定の書類の提出をお願いすると共に栄養士を交えた個別面談で具体的な方法を取り決めさせていただきます。

(5) 便宜の提供

当園は、次に掲げる便宜の提供を行います。

ア 主食及び副食の提供(3・4・5歳児クラス)

イ 時間外保育

ウ その他の便宜

7 保育料等について

(1) 保育料について

毎月の保育料につきましては、新座市へお支払ください。保育料額や具体的な支払方法等については、新座市の保育課入所係へお問い合わせください。（総合受付 048-477-1111）

(2) 実費徴収について

次に掲げる費用は、保育料に含まれませんので、別途お支払して頂きます。

また、これらのほかにも保育の提供にあたり必要な費用をお支払して頂くことがあります。

この場合、あらかじめ費用を負担して頂く目的や理由について、適宜ご案内しますのでご了承願います。

ア 便宜に係る費用

種類	理由	金額	支払時期
主食費・副食費	3歳児クラス以上の昼食	月額 5,900 円	毎月 15 日
カラー帽子夏用	クラス区分と防災機能として	950 円	新年度対応時
カラー帽子(通常用)	クラス区分と防災機能として	650 円	新年度対応時
防災頭巾(防災加工)	災害時対応のため	3,050 円	新年度対応時
連絡帳(乳児用)	保護者とのコミュニケーションのため	190 円	新年度対応時
連絡帳(幼児用)	保護者とのコミュニケーションのため	100 円	新年度対応時
出席ブック	出席確認のため	420 円	新年度対応時
お便りシール	出席確認のため	300 円	新年度対応時
お道具箱	日々の保育で使用	700 円	3歳児年度時
粘土板	日々の保育で使用	460 円	3歳児年度時
油粘土	日々の保育で使用	170 円	3歳児年度時
粘土ケース	日々の保育で使用	300 円	3歳児年度時
粘土ベラ	日々の保育で使用	250 円	3歳児年度時
クレヨン	日々の保育で使用	750 円	3歳児年度時
のり	日々の保育で使用	150 円	3歳児年度時
はさみ	日々の保育で使用	300 円	3歳児年度時
自由画帳	日々の保育で使用	300 円	3歳児以降毎年
ワークブック	日々の保育で使用	350 円	5歳児年度時
ピアニカ(口笛のみ)	日々の保育で使用	650 円	4歳児年度時
ピアニカ(口笛込)	日々の保育で使用	5,500 円	4歳児年度時

※金額は令和7年4月1日時点の金額であり、お取引先から提示された金額に毎年変動する場合がありますが、その場合は実費相当額に変更読み替えられるものとします。

イ 時間外保育にかかる保育料

① 保育標準時間認定の場合

- ・ 18時00分を超えて18時30分まで利用した場合は1回200（月額2,000円）
- ・ 18時30分を超えて19時まで利用した場合は1回200円（月額2,000円）

② 保育短時間認定の場合

- ・ 7時から8時30分未満での範囲で利用した場合は30分毎1回200円
- ・ 16時30分を超えて19時00分まで利用した場合は30分毎1回200円

※保育短時間認定の場合は、月額料金の設定がありませんので注意して下さい

※保育園の開所時間は7時から19時までとなっていますので必ず19時までのお迎えをお願いします。万が一19時を超えてのお迎えとなった場合は10分で2,000円の追加負担金（保育時間以外となりますので別途負担金となります）が発生しますのでご留意をお願いします。

(3) 食材費の徴収について

「子ども・子育て支援法の一部改正」による幼児教育・保育の無償化に伴い、食材料費の取扱いについては、下記の通り保護者から直接保育園に支払って頂くこととなります。

ア 対象者

- ① 3歳から5歳の幼児クラス（当園では、ほし・もり・そら組）となります。
- ② 但し、下記の条件を満たす幼児については、副食費が免除（徴収対象外）されます。
 - ・ 年収が360万円未満世帯および第3子以降の子どもの場合
（第3子以降の子どもとは、小学校就学前の子どもを第1子とカウントし、同一世帯内の第3子以降で3歳以上の子どもを指します。）

イ 食材料費の徴収金額

1か月あたりの食材料費を5,900円とします。（副食費：4,800円、主食費：1,100円）

ウ 補足事項

- ① 食材料費（主食費および副食費）の請求は、月額固定とします。また、主食費および副食費の徴収額は、園内同一とします。
- ② アレルギー除去食等の特別食を提供する園児についても、徴収額は同額とします。
- ③ 土曜日に登園する園児（給食有り）については、保護者が平日のいずれかで休暇を取得し家庭内保育をすることを原則としており、恒常的に土曜日を利用しない園児と同様の扱いとします。
- ④ 長期入院者や長期の休園のように、当園があらかじめ登園しない日を把握し、計画的な配食準備が可能な場合は、当園に前月10日までに書面を提出することにより、翌月以降、月単位（月初から月末まで）で食材料費の請求を止めます。（再登園月から食材料費を請求します）
- ⑤ 月の途中で退園した場合は、別途調整させていただきます。
- ⑥ 請求については、当月分を翌月の中旬に集金袋により請求（徴収）させていただきます。

(4) 「手ぶら登園」について

おむつのサブスク（0・1・2歳児クラス）を令和6年4月1日から導入しています。

月額制2,508円（税込み）で、マミーポコの紙パンツ（各サイズ）とムーニーのおしりふきがい放題です。なお、契約についてはBABY JOB株式会社との間で締結して頂き登録・解除は保護者自身で行い、利用料金も保護者負担となります。

8 利用の終了に関する事項

(1) 保育の提供の終了

当園は、利用する子ども又はその保護者が、次に掲げる状況に該当するときは保育の提供を終了します。

ア 小学校に就学したとき。

イ 2号認定の子ども又は3号認定の子どもでなくなったとき。

ウ 子どもの居住地市町村と協議のうえ保育の提供の継続が適当と認められないとき。

エ 保護者から退園の申出又は転園をしたとき。

(2) 退園又は転園の手続き

保護者は、当園を退園又は転園しようとするときは、原則として退園又は転園をする月の1カ月前までに、園長に対し退園届を提出するものとします。

9 緊急時の対応について

(1) 保育中に容体の変化等があったとき

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

ア 内科

医療機関の名称	新座クリニック
医 院 長 名	内田 修
所 在 地	埼玉県新座市新座1-13-3
電 話 番 号	048-479-6321

イ 歯科医

医療機関の名称	たけべ歯科医院
医 院 長 名	竹部 正浩
所 在 地	埼玉県新座市栄4-7-6
電 話 番 号	048-486-9100

(2) 災害時の対応について

ア 避難場所

当園における災害時の避難場所は次のとおりです。

第1避難場所		第2避難場所	
名称	立教大学グラウンド	名称	東野小学校グラウンド
園からの距離	200m	園からの距離	700m
所要時間	4分	所要時間	14分

イ 引き渡しについて

災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。

なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

(3) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

10 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・解決責任者 神杉 敏夫 ・受付担当者 佐藤 晴香 ・ご利用時間 当園開園日、開所時間内 ・電話番号 048-202-6880 ・FAX 048-202-6881 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	沖野 達夫	電話番号	048-477-8521
	高橋 尚久	電話番号	048-481-0253

11 非常災害対策

当園は、非常災害に備え、次の取組を行います。

防災設備の設置	・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・震災に備えての備蓄 (食糧(3日)、飲料水(3日)分、拡声器、携帯ラジオ等)
避難・消火訓練	消防法施行規則に基づき、避難訓練(毎月)、消火訓練(毎月)及び総合防災訓練(年1回)を実施します。

12 虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

13 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

個人情報、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア 保育所児童保育要録を送付するとき

小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

保育の提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

(2) 個人情報の使用

ア 保育料の金額の情報

お住まいの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時間外保育料の徴収など必要な範囲に限って使用します。

イ 子ども及び子どもの世帯の情報

提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限って使用します。

14 当園におけるその他の留意事項

欠席する場合又は登園時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、午前9時までにご連絡ください。
お迎えが遅れる場合	保育時間以外の時間の保育は、時間外保育になりますので、お迎えが遅れる場合は、あらかじめご連絡ください。
感染症について	感染症にかかった後に登園するには登園許可書が必要です。
与薬について	原則与薬はしませんが止むを得ず必要な場合は、園長と相談のうえ所定の手順に従っての対応となります。
連携施設について	当園はこどもの森志木ルーム保育園の連携施設となっており、当該保育園の子どもと合同で行事などを行うことがあります。
喫煙	当園の敷地内は駐車場を含めすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
支給認定の変更について	次に掲げる事項に該当しているにも関わらず、支給認定を行った市町村へ届出ずに、保育の提供を受けたことが判明したときは、当該市町村に対し報告を行わざるを得ませんので注意して下さい。（不明なことがありましたら担当の保育士に相談して下さい） (1) 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。

	(2) 就労状況等の変化により保育必要量の区分を短時間又は標準時間保育への変更認定が必要であるとき。 (3) その他世帯の状況の変化により支給認定の変更認定が必要であるとき。(勤務先の変更、就労時間の変更、産休、育休等)
--	--

すぎのこ保育園重要事項の説明

すぎのこ保育園における保育の提供を開始するに当たり、すぎのこ保育園重要事項説明書に基づき新入園児入園説明時（令和7年3月1日）において内容説明をさせていただきました。

社会福祉法人シンエイ福祉会

理事長 神 杉 敏 夫

- ・ 保育園名：すぎのこ保育園
- ・ 説明者職名：園長 神杉敏夫

すぎのこ保育園重要事項の説明に対する同意書

社会福祉法人シンエイ福祉会

理事長 神 杉 敏 夫 殿

私は、すぎのこ保育園の利用に当たって重要事項説明書に基づき内容の説明を受け、同意しました。

令和7年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童氏名：

入所児童との続柄：